

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-00)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理				担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室				作成責任者名 (※記入は任意)	上田 康治 長坂 雄 瀬川 恵子	
施策の概要	化学物質審査規制法(以下、化審法という)に基づき、化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下、化管法という)に基づくPRTRデータを円滑に集計・公表、活用することにより、PRTRデータ等を活用したリスクコミュニケーションの推進を図り、もって環境リスクを低減し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進						
達成すべき目標	化学物質について化審法に基づき、リスク評価を実施し、我が国の化学物質管理の推進を図る。化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。				目標設定の考え方・根拠	化審法、化審法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、化管法、化管法に基づくPRTR制度				政策評価実施予定時期	平成26年6月	
測定指標	基準値	基準年度		目標年度		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		23年度	24年度	23年度	24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
1 化学物質ファクトシートの作成・更新数(累計)	-	-	-	-	-	20	-	-	-	-	-	化学物質に関する情報は専門的で理解が難しいことから、化管法第17条第4項に基づき、PRTR対象物質について、専門家以外でもわかりやすい情報に整理した化学物質ファクトシートを作成または更新し、WEB上での情報提供を行う。
2 化学物質アドバイザーの派遣数	-	-	-	-	-	36	-	-	-	-	-	化管法第17条第4項及び第5項に基づき、PRTRデータ等について国民の理解を深める。
3 ダイオキシン類の1日摂取量(pg/kg/day)	4	-	4以下	-	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	「ダイオキシン類対策特別措置法」において、「国及び地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容1日摂取量は、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下で政令で定める値とする」とされている。
4 PRTR対象物質の環境への総排出量(継続物質:トン)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	化管法のPRTR制度により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進を通じて、環境の保全上の支障を未然に防止するため。
5 (スクリーニング評価実施物質数/スクリーニング評価対象物質数)×100	-	-	100%	-	100	100	100	100	100	100	100	平成23年4月に改正法が全面施行した化審法において、製造・輸入数量10t以上の全ての一般化学物質を対象に、スクリーニング評価をして優先評価化学物質を指定をした上で、段階的に情報収集を求め、国がリスク評価を行う効果的、効率的な体系を導入することとなっているため。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号						
	23年度	24年度										
(1) PRTR制度運用・データ活用事業 (平成11年度)	123	94	93	1, 3	<達成手段の概要> 化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。 <達成手段の目標(25年度)> 化学物質ファクトシート作成・更新物質数20 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用することにより、関係者の自主的な取組を促進し、PRTR対象化学物質の環境中への排出量を削減するために寄与する。	256						
(2) 地域での化学物質の環境リスク低減支援(関連24-41) (平成23年度)	16	7	12	2	<達成手段の概要> 地域における環境リスク削減をより効果的に進めるために、PRTRデータや各種統計情報を利用した地域の環境リスクに関する情報を地域ごとに示すツール(リスク解析支援ツール)の開発を行うとともに、化学物質アドバイザーによるリスクコミュニケーションを通じて各地域ごとの対策の検討・対策の実施を支援する。 <達成手段の目標(25年度)> 化学物質アドバイザー派遣数36回以上 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域住民のリスクコミュニケーションを促進する。	新25-028						
(3) ダイオキシン類総合調査費 (平成10年度)	116 (116)	43 (43)	107	3	<達成手段の概要> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析する。 <達成手段の目標(25年度)> ダイオキシン類の1日摂取量を、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とする <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析することにより、食品や大気、水、土壌などの環境を経由して国民が1日に摂取しているダイオキシン類の量を推計する。	257						
(4) 化学物質審査等事務 (平成24年度)	16 (15)	14	13	5	<達成手段の概要> 事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等に係る国内外の知見や生態影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。 <達成手段の目標(24年度)> 製造・輸入数量10t以上の全ての一般化学物質を対象に、化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。	258						